平成２５年（フ）第７９４号
京都府宇治市木幡東中37番地の19
債務者　曽我　正義
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８１７号
京都市山科区大宅沢町125番地、前住所京都市山科区小山下ノ池７番地23
債務者　菅　　加織（旧姓杉江）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２６号
京都市南区吉祥院前河原町33番地１　セイル吉祥院307号室、前住所京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地８　京都中央保護所
債務者　本岡日出海
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６７号
京都市伏見区深草山村町1024番地　エクセレント墨染201
債務者　小泉　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７８号
京都市山科区厨子奥若林町７番地21　グラートマンションⅢ202号、前住所京都市山科区西野岸ノ下町８番地の４
債務者　山本　俊和
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９０号
京都府木津川市山城町平尾中川原16番地30
債務者　立花　優太
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４５号
京都市左京区上高野奥小森町４番地　第１小森荘106号
債務者　田中　智之
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９７号
京都市伏見区淀下津町11番地　ルナソーレ淀302号室
債務者　羽室　知美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９８号
京都市伏見区海老屋町1010番地　ボナール中山302
債務者　深井　　登
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―1213号
債務者　北垣　雅司
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７５号
兵庫県姫路市庄田86番地１市営庄田住宅７棟723号
債務者　田中組こと　田中　重良
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３６５号
兵庫県姫路市北平野６丁目９番51号
債務者　岩下　知美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０７号
奈良県天理市櫟本町983番地５
債務者　中島　徳治
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３４号
奈良市出屋敷町１番地の22
債務者　ひだ整骨院こと　肥田　圭二
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３５号
奈良市出屋敷町１番地の22
債務者　肥田　恵子（旧姓新村）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５４号
奈良県大和郡山市外川町36番地８
債務者　齋藤稔子こと　梁　　稔子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７３号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目11番12―203号
債務者　田邉　正行
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所